



令和7年度フェリー秋田航路旅行商品造成支援事業

フェリー秋田航路を利用する旅行商品を企画・販売する旅行会社に対して、造成費の一部を支援します。

■ 対象事業者（実施要綱第2条）

旅行業法に定める登録を受けた旅行会社（現地関係法令等に定める登録を受けた事業者）

■ 対象旅行商品（3条）

次の条件を全て満たす旅行商品（Web販売商品も対象！）

- ① 令和7年6月25日～令和8年2月28日の期間に旅行を募集及び催行すること
- ② フェリー秋田航路を片道以上利用し、秋田着商品については秋田県内の観光地等を訪問すること
- ③ 広告媒体等に当協議会から支援を受けていること
- ④ 請求書や領収書により送客実績の確認が可能であること

■ 交付額（3条）

送客実績に応じて、以下の金額を支援します。

送客人数	秋田着（イン）商品	秋田発（アウト）商品
1～24人	50,000円	
25～49人	75,000円	
50人以上	100,000円	

■ 事業申請の手続き及び実績報告について（4条～9条）

手続き	旅行会社（事業者）	事務局
① 申請	申請書の提出【様式第1号】※造成前	事業承認通知【2号】
② 実績報告	実績報告書【3号】	交付額の確定通知【4号】
③ 請求	請求書の提出【5号】	交付金の振込

■ 申請書等送付先及びお問い合わせ先について

〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号 秋田県交通政策課内
秋田県環日本海交流推進協議会 フェリー利用促進部会 事務局
TEL：018-860-1282 FAX：018-860-3879 Mail：koutsuuseisakuka@pref.akita.lg.jp
アキタファン旅行事業者向け情報サイトからもご確認いただけます。

アキタファン旅行事業者向け情報サイト

検索

